

岩見沢市訪問型サービス(独自)サービスコード表 <介護予防訪問事業>

【令和6年4月版】

(1単位=10円)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 月包括報酬の場合	1週に2回を超える程度の場合(月15回以上)	3,727	1月につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 回数払いの場合	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合(月14回まで)	259	1回につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算サービス13	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 月包括報酬の場合	1週に2回を超える程度の場合(月15回以上)	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算サービス21		ロ 回数払いの場合	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合(月14回まで)	3 単位減算	-3	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算		

※介護報酬は1回毎の出来高報酬とし、上限額を超える場合は月包括報酬を算定

※中山間地域等における小規模事業所加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※同一建物減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計

※へ～チの加算については令和6年5月31日まで算定可能